

山梨県公報

第二千五百十六号

平成二十七年

六月八日

月 曜 日

目次

告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………三七五

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三七五

○土地改良区役員の退任……………三七六

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………三七六

○基本測量の実施(二件)……………三七八

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三七九

告示

山梨県告示第九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年六月八日

二 指定道路の位置

笛吹市一宮町南野呂字御所田百二十八番一

三 指定道路の幅員

最大五・〇メートル 最小五・〇〇メートル

四 指定道路の延長

十九・二五メートル

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 bond place

2 代表者の氏名 小笠原 祐司

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市貢川本町七―二四―百一

4 定款に記載された目的

この法人は、対話、ワークショップ、研修などを活用した、戦略的参加型デザインを行い、企業・行政、NPO・ボランティア団体、地域・学校・PTA団体など多くの社会の人に対して、参加者が主体となり、課題・問題解決のサポート、場作りを行うことを通じて、一方的に知識を伝達するだけではなく、参加者みんなが経験や考えを共有できる学びの場の創造を行う。これらの事業を通じて、経験や考えを共有することによって、繋がりが生まれ、そのつながりの力によって、1人では気づくことのできなかった視点に気がつくことができるほか、解決できなかった事柄に解決の糸口が見つかる機会を提供し、一人1人が生き生きと輝くことのできる社会を目指すことを目的としている。

三 縦覧期間 平成二十七年六月一日から同年七月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 NPO法人山梨県シニア生活倶楽部

同	同	同	同
野呂 正彦	櫻本 安善	浅利 覚	飯田 肇
同	同	同	同
築山三六五一	有野三二三	飯野新田一〇四〇	飯野新田四二〇
同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、差出
 堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十七年六月八日

一 退任

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	代永 洋	山梨市万力九六九番地一	平成二十七年五月十一日
理事	山内 岩男	笛吹市石和町松本五三七番地	同
同	市川 善紀	笛吹市春日居町別田 四四七番地	同
同	中村 勝正	山梨市万力一一二一番地	同
同	三枝 邦守	山梨市万力七三番地	同
同	佐藤 秀男	山梨市万力一二七五番地一	同
同	山下今朝幸	山梨市正徳寺四三三番地	同
同	五味 邦秀	山梨市落合四五五番地一	同
同	高橋 達雄	山梨市落合二六八番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	大沢 孝徳	山梨市上岩下一〇五四番地	同
同	古屋 久敏	笛吹市春日居町桑戸 一九〇番地一	同
同	小林 隆生	笛吹市春日居町下岩下 五〇六番地	同
同	窪田 泉	笛吹市春日居町国府四一番地	同
同	生原 洋征	笛吹市春日居町加茂 一九五番地	同
同	中村 哲也	笛吹市春日居町鎮目 四八二番地	同
同	吉岡 忠男	笛吹市春日居町徳条二一番地	同
同	渡辺 勝義	甲府市和戸町一二六八番地	同
同	岡 克巳	甲府市川田町三四三番地	同
同	杉原 正芳	甲府市桜井町七五四番地	同
同	飯室 道男	笛吹市石和町松本七二八番地	同
監事	依田 強	甲府市横根町三〇五番地	同
同	飯島 正順	笛吹市春日居町熊野堂 二四七番地	同
同	深沢 一利	山梨市山根一一〇八番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	理事長
飯島 正順	河埜 正彦	山本 武志	生原 洋征	小林 隆生	池谷 芳信	雨宮 美雄	高橋 達雄	五味 邦秀	山下今朝幸	佐藤 秀男	椋田 茂	金井 比芳	幡野 利保	山内 岩男	代永 勲	
笛吹市春日居町熊野堂 二四七番地	笛吹市春日居町徳条六七番地	笛吹市春日居町鎮目 七四七番地一	笛吹市春日居町加茂 一九五番地	笛吹市春日居町下岩下 五〇六番地	笛吹市春日居町桑戸 三四六番地三	山梨市山根一二七五番地	山梨市落合二六八番地一	山梨市落合四五五番地一	山梨市正徳寺四三三番地	山梨市万力一二七五番地一	山梨市万力二〇〇三番地	山梨市万力一四四七番地	笛吹市春日居町鎮目 二三〇番地一	笛吹市石和町松本五三七番地	山梨市万力九七七番地一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十七年五月十一日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岡田 八郎	市川 雅文	渡辺 節	岡 克巳	中村 儀仁	大沢 孝徳	中澤 新	杉原 正芳	同	同	同	同	同	同	同	同	同
笛吹市石和町松本 六六七番地四	甲府市横根町九九四番地一	甲府市和戸町四四七番地三	甲府市川田町三四三番地	山梨市万力 二一四五番地二七	山梨市上岩下一〇五四番地	笛吹市春日居町別田 四九〇番地	甲府市桜井町七五四番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月八日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 基本測量（基本重力測量）
- 二 測量の地域 甲府市
- 三 測量の期間 平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十八日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 二 測量の地域 北都留郡小菅村
- 三 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年二月二十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十七年六月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字下り山四五九三の一、四五九三の二、四五九八の二、四五九八の四、四五九八の一〇、四五九八の三一、四六〇一の三、四六〇二の一及び四六〇二の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都豊島区東池袋二丁目五番六号 株式会社アイケアジャパン 代表取締役 成塚 弘司

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番